4　締約国は、この協定の実施に関する事項を検討し、及び全ての関連する決定を行うために定期的に会合する。締約国は、締約国会議での第一回会合において、予算及びそれに付随する財政規則の採択について検討する。（第五条関係）

5　締約国会議は、漁業資源の状態を検討し、漁業資源に関し調査活動を促進し、入手可能な最良の科学的証拠に基づく保存管理措置の採択等を行う。また、締約国会議は、違法な漁業等を防止するための措置等の作成、締約国の割当量の配分及び漁獲努力量の制限等の検討等を行う。（第六条関係）

6　締約国会議は、常設の科学委員会及び遵守委員会を設置する。また、締約国会議は、この協定の目的の実施に関する事項について研究及び報告を行うために必要な委員会を設置することができる。（第七条関係）

7　実質事項に関する締約国会議及びその補助機関の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行う。また、実質事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。（第八条関係）

8　締約国会議は、事務局としての役務の遂行又は事務局の設置のための取決めについて決定する。（第九条関係）

9　締約国は、この協定並びに締約国会議が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施するとともに、自国がとった実施措置及び遵守措置について報告し、並びに自国に関する重大な違反の容疑について調査する。（第一〇条関係）

10　締約国は、自国の旗を掲げる漁船がこの協定及び締約国会議が採択する保存管理措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないこと等を確保するために必要な措置をとる。また、締約国は、自国の漁獲活動の報告を締約国会議の年次会合において利用可能なものとするとともに、自国の旗を掲げる漁船による漁獲活動に関するデータを適時に収集し、及び共有する。（第一一条関係）

11　締約国は、漁船が自国の港に寄港する場合には、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査し、漁船内の魚類が、締約国会議が採択する保存管理措置に合致する方法により漁獲されたものであることを認めない限り、当該漁船に関する陸揚げ若しくは転載を許可せず、又はサービスを提供しない。また、締約国は、寄港した他の締約国の船舶がこの協定又は保存管理措置に違反したと認める場合には、旗国及び締約国会議の注意を喚起する。（第一二条関係）

12　締約国が、漁業資源の持続可能な開発に関する開発途上国の特別な要請について十分に認識すること及び開発途上国に関する協力について留意すべきこと等について規定している。（第一三条関係）

13　締約国は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。また、この協定の非締約国は、オブザーバーとして締約国会議及びその補助機関の会合に参加する権利を有する。（第一四条関係）

14　漁業主体は、その船舶が漁業資源の漁獲を行う場合には、この協定が効力を生じた後、締約国会議の議長に対し書面を送付することにより、この協定に定める条件に拘束される旨の確たる約束を表明することができる。当該漁業主体は、締約国会議及びその補助機関の会合に参加し、並びに意思決定に参加することができる。（第一五条関係）

15　締約国は、他の国際的な漁業機関及び関連する組織と相互の関心事項について緊密に協力する。（第一六条関係）

16　締約国は、この協定の非締約国の旗を掲げる船舶が保存管理措置の実効性を損なう活動を行うことを抑止するため、この協定、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（平成一八年条約第一〇号）及び国際法に適合する措置をとるとともに、区域において漁獲操業に従事する非締約国の漁船の活動に関する情報を交換する。また、締約国は、非締約国に対して、当該船舶等によって行われた活動が保存管理措置の実効性又はこの協定の目的の達成を損なうと認める場合には注意を喚起するとともに、当該保存管理措置の実施について十分に協力するよう要請する。協力的な非締約国は、保存管理措置の遵守の記録等に応じて、漁業への参加による利益を享受することができる。（第一七条関係）

法律

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十五号

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「いう」の下に「。第百条の二において同じ」を加える。

第百条の次に次の一条を加える。

（公務員の政治的行為の制限に関する特例）

第百条の二　公務員（日本銀行の役員（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二十六条第一項に規定する役員をいう。）を含み、第百二条各号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）は、公務員の政治的目的をもって行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為（以下この条において単に「政治的行為」という。）を禁止する他の法令の規定（以下この条において「政治的行為禁止規定」という。）にかかわらず、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）及び憲法改正に関する意見の表明をすることができる。ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。

第百一条第一項中「憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為（以下「国民投票運動」という。）」を「国民投票運動」に改める。

第百二条の見出し中「中央選挙管理会の委員等」を「特定公務員」に改め、同条中「中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二　国民投票広報協議会事務局の職員

三　裁判官

四　検察官

五　国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員

六　警察官

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第十一条及び第十二条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう。）に係る同法第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。